

○国土交通省告示第三百九十二号（最終改正・・・令和六年国土交通省告示第三百二十二号）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣 前田 武志

1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5―1(3)の等級5以上の基準（評価方法基準第5の5の5―1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び評価方法基準第5の5の5―2(3)の等級6以上の基準に適合していることとする。

2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同条第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。）が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
- イ 評価方法基準第5の1の1―1(3)の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(3)の免震建築物の基準に適合していること。
- ロ 評価方法基準第5の9の9―1(3)の等級3以上の基準に適合していること。
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
- イ 評価方法基準第5の5の5―1(4)の等級4以上の基準又は評価方法基準第5の5の5―2(4)の等級4以上の基準に適合していること。
- ロ 評価方法基準第5の1の1―1(4)の等級2以上の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(4)の免震建築物の基準に適合していること。
- ハ 評価方法基準第5の9の9―1(4)の等級3以上の基準に適合していること。
- 三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の

規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増
改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準

附 則（令和六年国土交通省告示第三百二十二号）

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第六十二条第二項の規定により、
同法第十九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住宅用の家屋とみなして同条の規定を適用することとされる場合には、当該住宅用の家屋が適合すべき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、この告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第一号イに掲げる基準とする。